

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた 金融界の取組状況について



一般社団法人
全国銀行協会

本日のテーマ

1

全銀協自主行動計画と足元の状況

2

利用実態調査結果

3

金融界の取組み状況

4

その他、電子化・効率化に向けた取組み

本日のテーマ

1	全銀協自主行動計画と足元の状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

全銀協の自主行動計画および政府方針

2021年7月19日制定、2022年6月17日改定、2023年11月15日改定、2024年3月29日改定、7月19日改定
全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」

2026年度末までに電子交換所に持出される全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする。

2021年6月18日閣議決定 成長戦略実行計画

（第10章 足腰の強い中小企業の構築 3. 大企業と中小企業との取引の適正化 （3）約束手形の利用の廃止）

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。

さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

（Ⅳ. GX・DX等への投資 5. DX （3）DX投資促進に向けた環境整備 ⑨中小企業等のDX）

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

（第3－2 各分野における基本的な施策 2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

（3）相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引（受発注・請求・決済））

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、（中略）関係事業者による取組を後押しする。

手形・小切手の電子化（廃止）について

- 手形・小切手の電子化（廃止）とは、手形（約束手形・為替手形）と小切手をそれぞれ代替となる電子的な決済手段の **電子記録債権（でんさい等）とインターネットバンキングによる振込**に移行することを指す。
- 手形・小切手の電子化の効果として、①事務負担軽減、②コスト削減、③リスク低減、④場所を選ばず利用可能、⑤資金繰り円滑化、といったメリットがある。

手形・小切手の電子化の方法

手形（約束手形・為替手形）



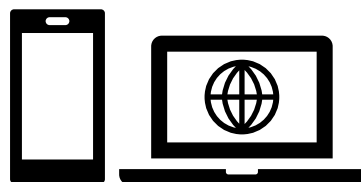
電子記録債権 （でんさい等）



小切手



インターネットバンキング （IB）による振込



手形・小切手の電子化の効果

① 事務負担軽減 （以下の対応が不要）

- ✓ 現物管理
- ✓ 手書き・ゴム印
- ✓ 印紙、押印、発送

② コスト削減 （以下の費用が不要）

- ✓ 郵送料
- ✓ 印紙代（手形のみ）
- ✓ 取立手数料

③ リスク低減 （以下の心配を軽減）

- ✓ 紛失・盗難・災害

④ 場所を選ばず 利用可能

- ✓ いつでも・どこでも
非対面の決済取引

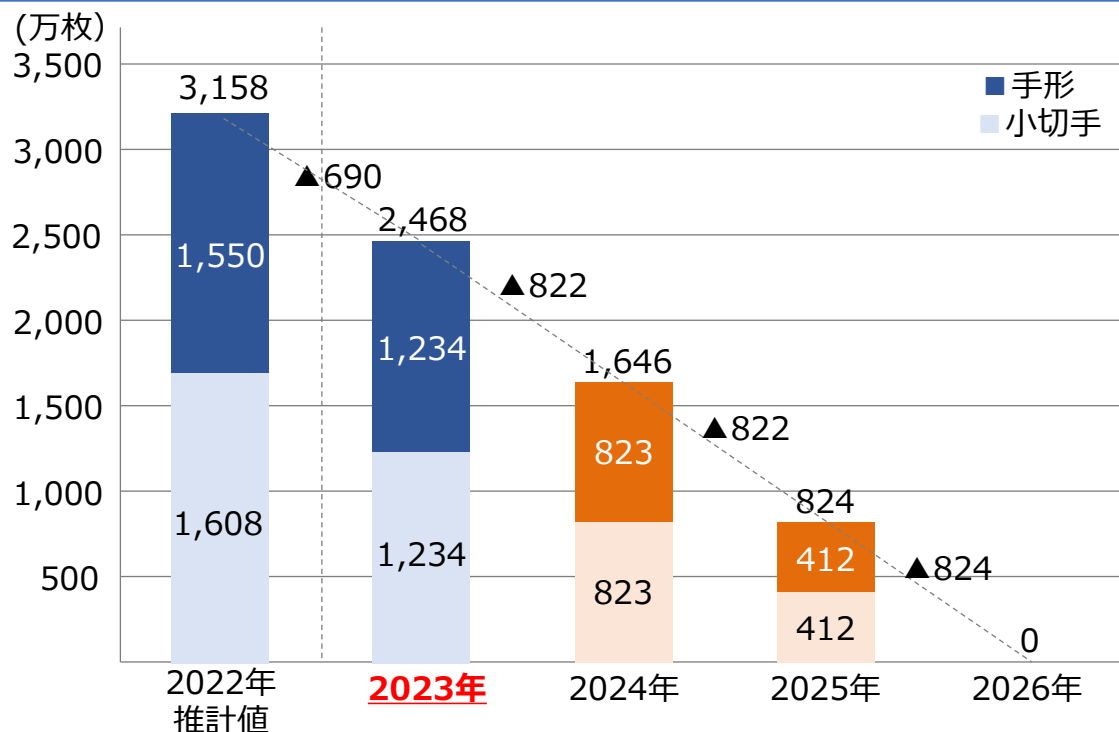
⑤ 資金繰り円滑化

- ✓ 支払期日に資金化
- ✓ 必要な分だけ分割
（でんさいのみ）

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

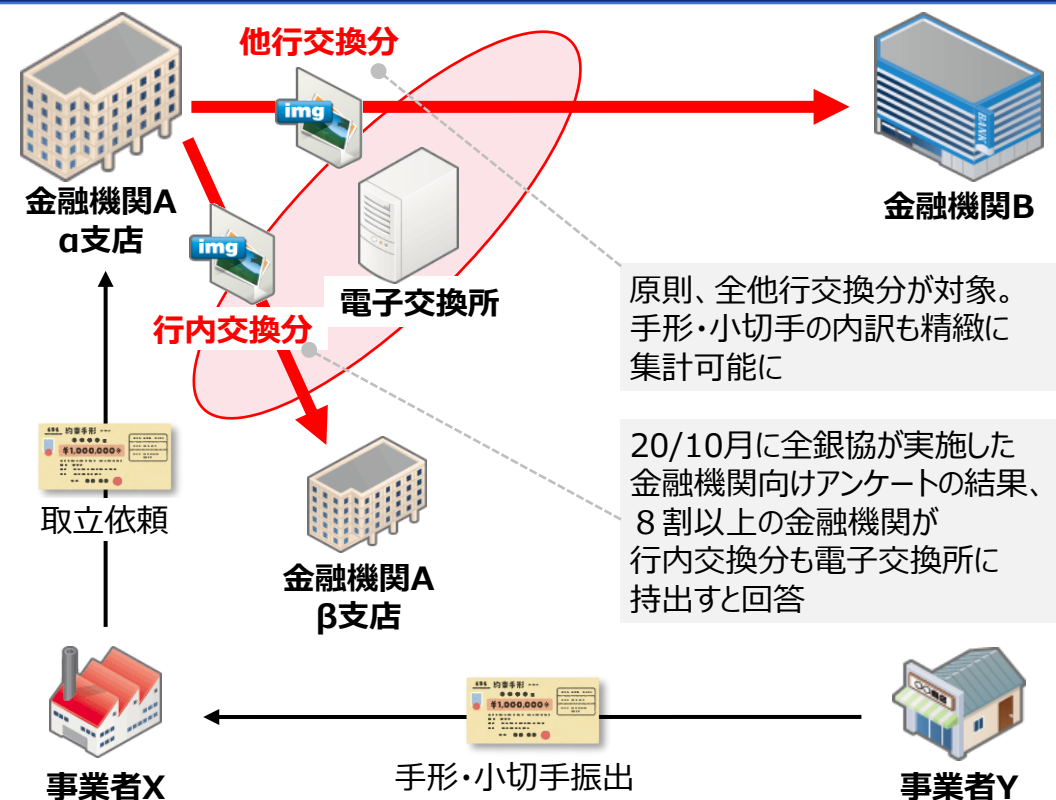
- 電子交換所における**2023年の交換枚数は2,468万枚**（手形1,234万枚+小切手1,234万枚）。
- 2026年度末までにゼロにするためには、**毎年822万枚（手形411万枚+小切手411万枚）減らしていく必要**。

電子交換所における交換枚数の削減イメージ



※2022年推計値は、2022年の全国手形交換枚数（3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%）、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

電子交換所における交換イメージ



1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

手形の利用意向調査結果

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

- ・ **手形は、振出側の8割・受取側の9割が「やめたい」意向**。「やめたくない」意向の利用者は振出側 2 割・受取側 1 割。
やめたくない理由は、「慣習・経理事務変更への抵抗感」「やめる必要性を感じない」等。

振出

やめたい	5割	
	(コストや手間が主な理由)	
やめたいが、やめられない	3割	複数回答可
	・受取側が手形による支払いを希望	5割
	・電子記録債権にしたいが受取側が利用していない	4割
	・経理事務を変更することに抵抗がある	3割
やめたくない	2割	複数回答可
	・経理事務を変更することに抵抗がある	6割
	・手形での支払いをやめる必要性を感じない	4割
	・電子記録債権よりトータルの費用が安い	3割

受取

やめたい	5割	
	(コスト、サイト(資金繰り)、不渡リスクが主な理由)	
やめたいが、やめられない	4割	複数回答可
	・振出側が手形による支払いを希望	7割
	・電子記録債権にしたいが振出側が利用していない	3割
	・自社の慣習、経営層の考え方	2割
やめたくない	1割	複数回答可
	・手形での受取をやめる必要性を感じない	6割
	・裏書譲渡ができる 電子記録債権も譲渡可能	3割
	・経理事務を変更することに抵抗がある	3割

小切手の利用意向調査結果

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

- ・ **小切手は、振出側の6割・受取側の8割が「やめたい」意向。**「やめたくない」意向の利用者は振出側4割・受取側2割。
やめたくない理由は、「セキュリティや資金繰りが不安」「紙の方が手間がかからない・安い」等。

振出

やめたい	3割	(コストや手間が主な理由)	
やめたいが、いやめられない	3割	・受取側が小切手による支払いを希望 ・受取側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望 ・電子的決済サービスのセキュリティが不安	複数回答可 6割 3割 3割
やめたくない	4割	実際は小切手の方が業務プロセス数が多い(後述) ・振込等と比べて手間がかからない ・多額の現金の取扱いが不要 振込も同様 ・電子的決済サービスよりトータルの費用が安い	複数回答可 6割 6割 6割

受取

やめたい	3割	(コストや手間、(振込と比較して)資金化に時間がかかることが主な理由)	
やめたいが、いやめられない	5割	・振出側が小切手による支払いを希望 ・振出側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望	複数回答可 9割 1割
やめたくない	2割	・商品・サービスの引渡しと同時に支払いを受けられる ・多額または端数の現金の取扱いが不要 振込も同様 ・(手形と比較して)短期間で資金化が可能	複数回答可 5割 5割 5割

1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

金融機関における取組み事例

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

■ 周知強化、 ■ 導入支援・利便性向上、 ■ 経済効果拡大

	手形・小切手共通の取組み	手形固有の取組み	小切手固有の取組み
都銀業態	■ <u>全面的電子化を含む業務効率化に関するディスカッション資料作成、活用</u> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ でんさい未導入先のDX支援 ■ <u>EB専門の関連子会社によるでんさい導入・操作サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u>	■ <u>EB専門の関連子会社によるIB導入・操作サポート</u> ■ <u>EBヘルプデスク活用</u>
地銀業態	■ 全当座預金先への電子化周知 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ <u>専担者によるIB導入・操作サポート</u> ■ ■ <u>簡易版法人IB(月額利用料無料)提供</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
第二地銀業態	■ 手形・小切手利用先への電子化チラシ配布、提案 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
信用金庫業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ <u>顧客向けでんさい説明会実施、要望先の個別訪問サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u> ■ <u>でんさい手数料無料キャンペーン実施</u>	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u>
信用組合業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し ■ 当座預金口座開設手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 法人IB未稼働先への声掛け ■ <u>法人IB手数料見直し</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>

金融機関における全面電子化に向けた施策

- 2024年以降、3メガバンク等の一部の銀行では、政府方針等を踏まえ、手形帳・小切手帳の発行終了予定の他、手形・小切手の振出期限の設定や他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止をウェブサイト公表。
(ウェブサイト等の報道ベースで当協会が把握している銀行を掲載)
- また、昨年に続き、新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止といった取組みを進めている金融機関が複数確認されている。

各銀行のウェブサイトのニュースリリース（一部抜粋）

（三井住友銀行）

手形・小切手の発行終了等に関するお知らせ

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会により「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画が策定されました。（全国銀行協会策定の自主行動計画については以下をご覧ください）

一般社団法人全国銀行協会のホームページへリンクします

これらの状況を踏まえ、弊行では、手形・小切手に関し、以下の対応を実施します。
これに伴い、各種規定を改定予定です。改定の詳細については別途ホームページにてご案内します。

手形・小切手帳の発行を終了します

2025年9月30日（火）をもって、手形・小切手帳の発行申込の受付を終了します。

手形・小切手の振出期限を設定します

※ 当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とします。期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。
※ 2025年10月～2024年9月に発行より販売した未使用の手形・小切手については、今後、一定の条件を満たすものはご希望に応じて買取する予定です。買取についての詳細は、2025年3月を目途にホームページにてご案内します。

https://www.smbc.co.jp/notice/202409_kinri.html

（みずほ銀行）

NEWS RELEASE

2024年9月6日
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

**企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取組について
～手形・小切手の全面的な電子化に伴う
関連商品・サービスの商品性改定および取り扱い終了について～**

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）とみずほ信託銀行株式会社（取締役社長：笹田 賢一、以下「みずほ信託銀行」）は、手形・小切手の全面的な電子化に伴い、関連商品・サービスの商品性改定等を別紙の通り実施いたします。

中小企業等のDX促進の観点から、政府が「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を閣議決定し、全国銀行協会は「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。
みずほ銀行とみずほ信託銀行としても、2024年1月に当座勘定および代金取立の商品性を改定^{※1}しましたが、今回、追加で商品性改定等を実施いたします。

今後は、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。
〈みずほ〉は、2026年度末までに電子交換所への手形・小切手の持ち出しを終了する予定です。お客さまやそのお取引先の円滑な決済のためにも、2027年4月以降が期日となる手形・小切手の振り出しは行わず、代替手段への切り替えをお願いいたします。

〈みずほ〉は、手形・小切手の全面的な電子化を含めたお客さまのDXを積極的に支援するとともに、より一層のサービス向上に努めてまいります。

※ 2023年9月22日ニュースリリース：
企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取組について
～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定および代金取立の商品性改定～
https://www.mizuho-bank.co.jp/release/pdf/20230922release_jp.pdf

以上

商品・サービス	取り扱い みずほ銀行	取り扱い みずほ信託銀行	商品性改定等の内容	改定日
当座勘定、代金取立、手形・小切手等	○	○	2024年1月以降に当座勘定を新規で開設したお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2027年4月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立の受付停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2023年12月以前に当座勘定を開設済みのお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
	○	○	他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止 ^{※1}	2026年4月1日
銀行振出小切手	○	○	発行停止（現金入金扱いに継続）	2026年4月1日
手形割引 ^{※2}	○	○	2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規受付停止 (予記信用保証協会保証付も同様)	2024年10月1日
	○	○	信用保証協会保証付手形割引（債権保証） ^{※3}	2026年3月1日以後の信用保証協会への新規保証申込停止
	○	○	信用保証協会保証付手形割引（債権保証） ^{※3}	2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規受付停止 (後援で実行を含む。下記信用保証協会保証付も同様)
手形貸付	○	○	2026年3月1日以後の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
	○	○	信用保証協会保証付手形貸付（債権保証）	2026年3月1日以後の信用保証協会への新規保証申込停止
	○	○	信用保証協会保証付手形貸付（債権保証）	2026年3月1日以後の信用保証協会への新規保証申込停止
手形・小切手用紙発行サービス ^{※3}	○	○	お取り扱い終了	2025年4月1日
支払無形票裏書き手形割引	○	○	お取り扱い終了	2025年10月1日
パーソナルチェック	○	○	紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
手形裏書きサービス	○	○	お取り扱い終了	2025年4月1日
手形一括管理サービス	○	○	お取り扱い終了	2025年10月1日
手形債権流動化	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形債権保証	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日

https://www.mizuho-bank.co.jp/release/pdf/20240906release_jp.pdf

（三菱UFJ銀行）

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた検討を進めています。2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」には、「5年後の約束手形の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しています。

これらの環境を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを推進し、新たに以下の対応を実施します。

一般社団法人全国銀行協会ホームページへ

手形・小切手の発行受付終了

受付終了日：2025年9月30日（火）

2025年9月30日（火）をもって、ご利用中の当座勘定を対象に手形・小切手の発行受付を終了します。

また、お客さまにご指定をいただいた内容にて加刷した手形・小切手（事前加刷手形・小切手）についても、2025年3月31日（月）をもって、発行受付を終了します。

対象となる当座勘定から現金入金が必要となる場合は、当座キャッシュカードをお申し込みのうえ、ご利用ください。なお、払戻請求書でもご対応いただけるようにする予定です（当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがございます）。詳細は、後日ホームページでご案内します。

※ 2024年1月4日（水）以降に開設した当座勘定は、手形・小切手の発行受付を行っておりません。

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

2026年3月31日（火）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

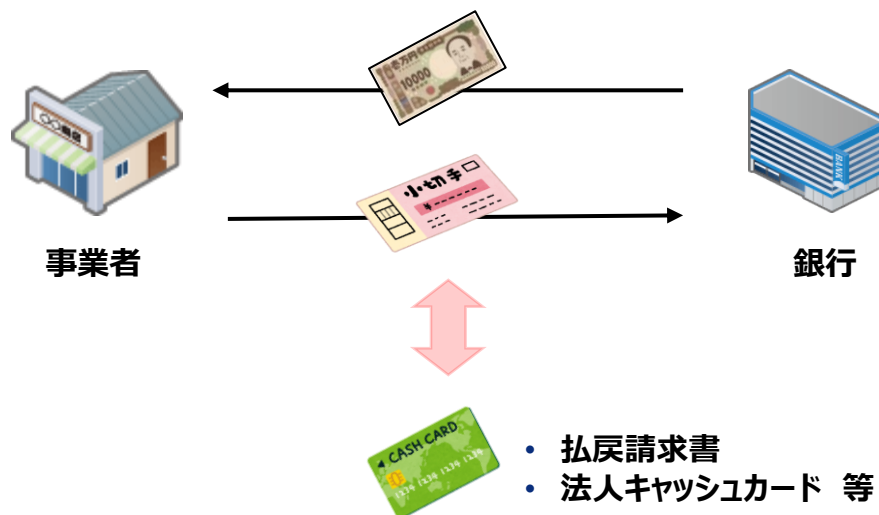
※ 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

https://www.bk.mufg.jp/info/tegata_kogitte_den-shika.html

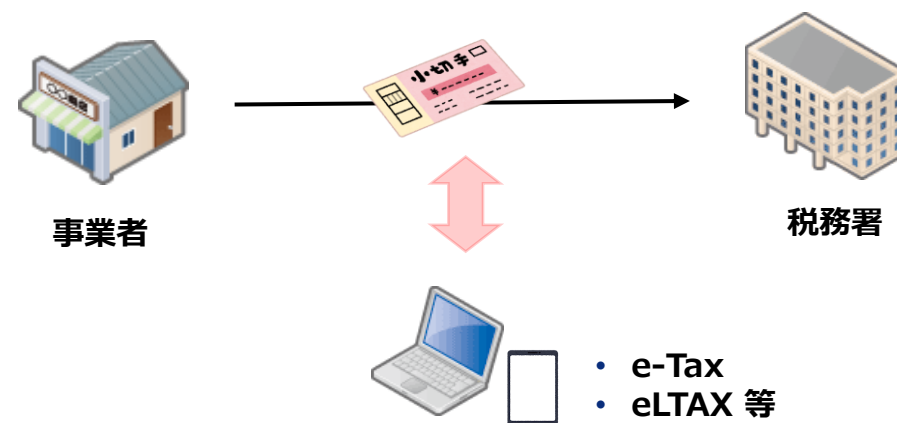
小切手による当座預金からの出金等について

- 小切手については、商取引に利用される他、当座預金からの出金や納税等のために利用されるため、電子交換所で交換される商取引の小切手を電子化したとしても、引き続き当座預金からの出金や納税のために小切手の利用が必要となるケースがある。
- 当座預金からの出金については、金融機関によっては、**小切手以外の方法（払戻請求書や法人キャッシュカード 等）によって、出金を可能とする施策を実施（詳しくは取引金融機関にご確認ください）**。
- また、納税においては、**e-TaxやeLTAX等による電子納付も可能**。小切手を利用せずに場所を選ばずにいつでも納付が可能。

当座預金からの出金



当座預金からの納税



全銀協における広報活動について

- 2024年度は、手形・小切手の利用が多いと思われる地域・業界に対して、新聞・業界誌/紙・会報誌・交通広告の他、手形・小切手を取り扱う経理担当者や経営層が購読する雑誌に広告を実施。加えて、YouTubeやTVerの動画配信サービスへの動画広告を実施。
- 企業向けオンラインセミナーを開催し、手形・小切手の電子化に関する説明を実施。
- その他、**政府が示した2026年の約束手形の利用廃止等の期限が迫っていること等を訴求するチラシおよび動画を作成。**

広報活動の概要

対象	広告媒体
手形・小切手の 利用が多いと思われる地域	- 各地域における新聞、雑誌 - 各地商工会議所発行の会報誌等 - 主要駅等での交通広告 (デジタルサイネージ)
手形・小切手の 利用が多いと思われる業界	建設業、製造業、卸・小売業、繊維、印刷業等の業界誌/紙
全国の中小企業経営者層等	- YouTube広告やTVer広告 - 経営者・経理部門向け雑誌広告等
その他 (手形・小切手の利用者向け)	- 企業向けオンラインセミナー - 企業向け説明会

新聞・雑誌広告の事例

**2026年の手形の
利用廃止** 小切手の
全面電子化へ

電子記録債権・振込への
切替えは早め！

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しています。
これをもとに、業界界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の
利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

電子化で負担のない取引へ！

支取・支払
企業の双方に
メリット！

コスト削減	事務負担軽減	リスク低減
支払手数料 支払手数料 支払手数料	支払手数料 支払手数料 支払手数料	支払手数料 支払手数料 支払手数料

受取企業

資金繰りの円滑化
支払・受取に必要となる
電子記録債権・振込の取扱い
※ 電子記録債権・振込の取扱い

詳細は取引金融機関にご確認ください。 JBA 一般社団法人 全国銀行協会

動画 (15秒、30秒)

紙の手形・小切手をお使いの皆様！

手形 小切手

**手形・小切手の
利用廃止はご存じですか？**

チラシ

**2026年の手形の
利用廃止** 小切手の
全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えは早め！

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しています。これをもとに、業界界・金融界が
連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止
に向けた取組みを行っています。早期に電子的
決済サービス(※)への移行をご検討ください。

お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント① 政府は約束手形・小切手の 利用廃止の方針	ポイント② 手形・小切手の 利用は毎年減少	ポイント③ 電子的決済サービスの 利用は毎年増加
政府は、(約束手形・小切手の 利用廃止)の方針を示しています。 早期に電子的 決済サービス(※)への移行をご検討ください。	手形・小切手の利用枚数は 2019年から2023年の間に 減少しています。	代金引当の1つである電子的 決済サービスの利用枚数は 2019年から2023年の間に 増加しています。

※ 電子的決済サービス(※)は、電子記録債権・振込、電子決済サービス(※)などです。

JBA 一般社団法人 全国銀行協会 中小企業庁 日本商工会議所
SHINKIN 信用金庫 信用組合

**手形・小切手を電子的決済サービスへ
電子化、
もうお済みですか？**

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しています。これをもとに、業界界・金融界が
連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止
に向けた取組みを行っています。早期に電子的
決済サービス(※)への移行をご検討ください。

電子化の3つのメリット

1 コスト削減	2 事務負担軽減	3 リスク低減
印刷紙や 取引先への振込手数料等 が不要	どこでも利用でき、 煩雑な事務負担 を軽減	盗難・紛失 の心配がなく、 災害にも強い

※ 電子的決済サービス(※)は、電子記録債権・振込、電子決済サービス(※)などです。

JBA 一般社団法人 全国銀行協会 中小企業庁 日本商工会議所
SHINKIN 信用金庫 信用組合

(15秒) <https://www.youtube.com/watch?v=iHGicFR8sAs>

まとめ

- ・ 国も「手形・小切手の利用廃止」の方針を決定。国（政府）・産業界・金融界が一体となって手形・小切手の電子化の取組みを推進。
- ・ 手形・小切手の電子化は、業務効率化・生産性向上、コスト削減の効果あり。利用者の多くは紙の手形・小切手の利用をやめたい意向。
- ・ 中には、「取引先が電子化に対応困難」「長年の慣習・事務を変えることへの不安感・抵抗感」の声もあるが、電子化した事業者は総じて「手形・小切手をやめて良かった」という反応。
- ・ 手形帳・小切手帳の製造業者の中には製造中止の動きもあり、一部の金融機関においては、手形帳・小切手帳の発行終了の予定を公表している金融機関もあり。
- ・ 是非、早期の電子化を取引金融機関にご相談いただきたい。

1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

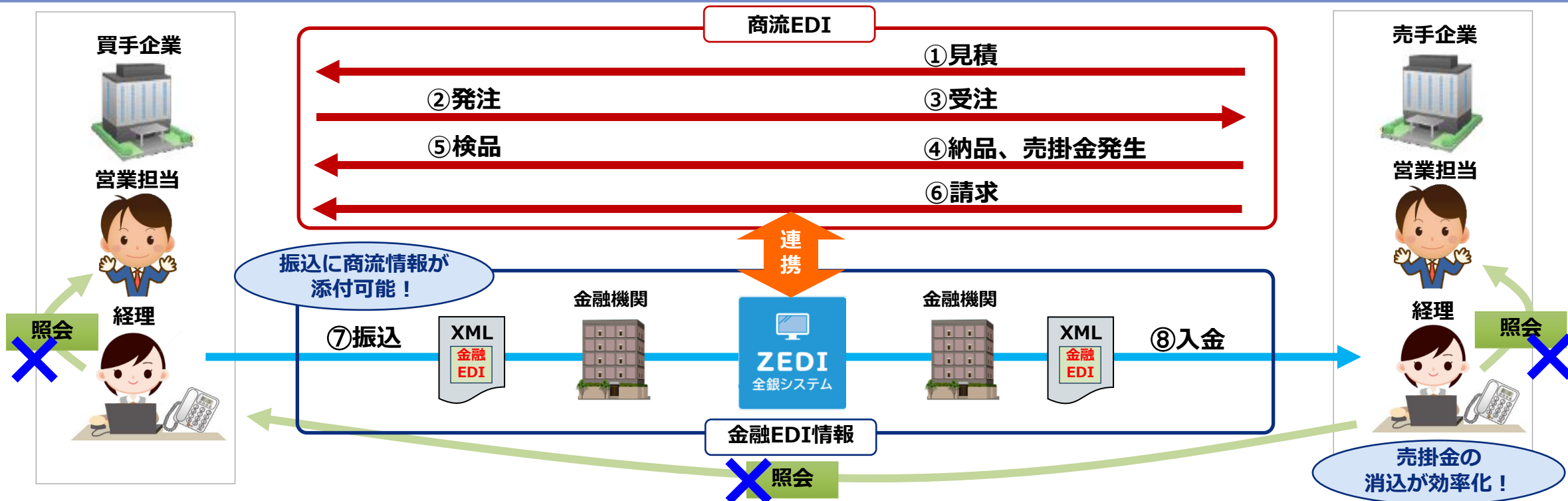
全銀EDIシステム（愛称：ZEDI / ゼディ）

- 全銀EDIシステム（愛称：ZEDI／ゼディ）は、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が提供するデータ連携システム。国際標準であるXML形式の電文の取扱いが可能で、**企業間の総合振込の電文に添付できる情報が格段にUP。**
（※ XMLとは、eXtensible Markup Languageの略称。膨大な情報を搭載する技術。）
- これにより、**振込電文と併せて受発注情報・請求書情報等の商流情報を相手先の企業に連携することが可能に。**



金融EDIで経理業務を電子化・効率化

- 振込に必要なデータのみならず、**企業間の請求データを添付し、ZEDIを介して相手先に連携することで、売掛金の入金消込業務が格段に効率化**。例えば、ひと月分の売上がまとめて振り込まれた場合でも、明細が一目瞭然であり、入金消込業務の自動化が可能。
- 入金消込業務の自動化により、バックオフィス業務全体の効率化に繋がり、**人手不足の解消と生産性向上を実現可能**。
- 商流EDIも利用することで上流から下流まで一貫した電子化・効率化が実現可能**



ZEDI利用開始に必要な検討事項・事務手続き

■以下を導入することで、請求・決済データ連携を実施することが可能に。

① 取引金融機関のEB（エレクトロニックバンキング（※））の導入

※IB：インターネットバンキング、FB：ファームバンキング

② ZEDIに対応したXML形式の振込電文の作成やZEDIで送信されたXML形式の振込入金通知／入出金取引明細の読み込みを行う会計ソフトの導入

※全銀ネットがデジタルインボイス標準仕様を元に制定した業界横断的な金融EDI情報標準の「DI-ZEDI」に対応している会計ソフトの導入がオススメ。

【STEP 1】導入検討・社内決定

- 業務コストの確認（現状確認）
経理業務に費やしている業務時間や人件費、請求書および領収証発行費や郵送費、印紙代の費用 等
- 導入費用の確認
ZEDI利用に必要なEB（IB/FB）料金、会計ソフト・通信ソフトの対応状況またはサポートツールの有無

【STEP 2】取引先とのご相談

- 必要に応じて、取引先企業とZEDIの利用に向けて打合せを行います。
- ZEDI対応会計ソフトの導入、電文送付について事前に相談します。

【STEP 3】導入準備・会計ソフトとの連携確認

- 取引金融機関のEB（IB/FB）を導入してください。（17頁）
- ZEDIに対応したXML形式の振込電文の作成やZEDIで送信されたXML形式の振込入金通知／入出金取引明細の読み込みなど、会計ソフトと連携する方法を確認してください。
- デジタルインボイス標準仕様を元に制定した業界横断的な金融EDI情報標準の「DI-ZEDI」に対応している会計ソフトの導入がオススメです。
（ZEDI対応製品・サービスのご紹介） <https://www.zengin-net.jp/zedi/start/total/>

【STEP 4】取引先へご連絡

- 支払企業
ZEDIに対応した振込で支払を開始することを連絡します。
- 受取企業
ZEDIに対応した振込を希望することを連絡します。

税・公金の電子納付の推進

- 全銀協は、企業や個人が金融機関窓口等で納めている税金や公金の電子納付を推進しています。
- 電子納付に切り替えることで、企業の負担軽減・業務効率化が見込めます。

■このようなお悩みはありませんか？

- 税金や公金の支払いのために金融機関へ行くことが手間。しかも、いつも混んでいる。
- 税務手続のためにリモートワークが進まない。

■税金や公金は、窓口納付以外にも、電子納付が可能です。
電子納付に切り替えることで、負担軽減・業務効率化が見込めます。

【主な税・公金の種類】

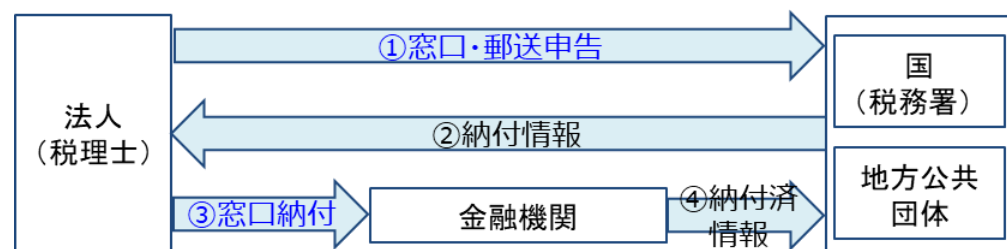
国税	所得税、法人税、消費税、印紙税
地方税	法人住民税、法人事業税、個人住民税(特別徴収分)
公金	労働保険料、厚生年金保険料、介護保険料

【窓口納付と電子納付の種類】

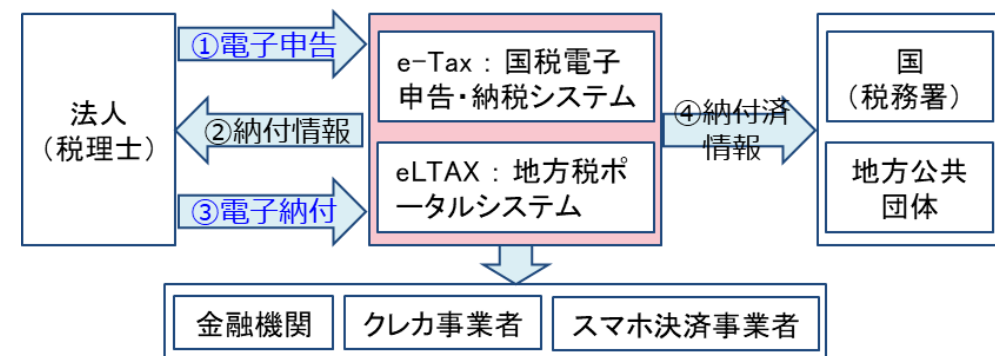
窓口納付 (書面・対面・現金)	電子納付 (デジタル・非対面・キャッシュレス)
- 金融機関窓口納付 - 行政機関窓口納付 - コンビニ店頭納付	- 口座振替 - ダイレクト納付 - Pay-easy (ペイジー) - クレジットカード納付 - スマホアプリ納付

【税務手続の電子化イメージ】

電子化前



電子化後



※「①電子申告」については、大法人（資本金額1億円超）等の法人税等で2020年4月から義務化されている。

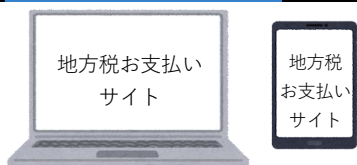
税・公金の電子納付の推進

■特に、毎月の源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）等、納付機会の多い税金はe-TaxやeLTAXの「ダイレクト納付」がおすすめです。

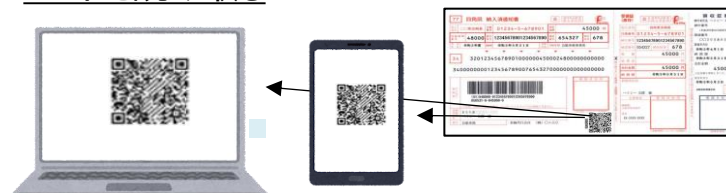
税・公金の種類（主なもの）		納付頻度	おすすめの電子納付方法	メリット
国税	源泉所得税	毎月	e-Tax（ダイレクト納付）	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - インターネットバンキング契約不要／手数料不要 - 日付を指定して納付することが可能（即時も可） - 地方税の個人住民税（特別徴収分）は、全地方団体への一括納付（まとめ納付）が可能
	法人税、消費税	決算申告月		
地方税	個人住民税（特別徴収分）	毎月	eLTAX（ダイレクト納付）	
	法人住民税、法人事業税、事業所税	決算申告月		
	固定資産税、都市計画税、（軽）自動車税	毎年 4～6月	eLTAX（「地方税お支払いサイト」での納付）	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - 事前のeLTAX利用登録なしでも納付可
	不動産取得税	不動産取得時		
公金	労働保険料、厚生年金保険料	毎月	口座振替	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - インターネットバンキング契約不要／手数料不要 - 納付忘れ・遅れがなくなり、延滞金の心配なし

■固定資産税や（軽）自動車税は、2023年4月からQRコード付納付書が発行されており、それを読み取ることで簡単に納められるようになりました。

①スマートフォン、パソコン等で
「[地方税お支払いサイト](#)」にアクセス



②カメラまたはQRコードリーダーで納付書のQRコードを読み取る



③支払方法を選択して納付する

- ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・Pay-easy（ペイジー）
 - ・口座振替（ダイレクト方式）※
- ※事前のeLTAX利用登録が必要。

ご清聴いただきありがとうございました